

2005年4月28日

東日本製鉄所

協定に基づく改善報告書の提出および 工事に関する事前協議の必要性確認について

千葉県・千葉市との平成17年3月24日付『公害防止協定に基づく改善報告書に関する確認書』の取り決めに従い、JFE東日本製鉄所（千葉地区）は「改善対策」の実施状況に関する定期報告書を、本日、千葉県・千葉市に提出いたしました。

今回の報告は、協定に関する改善についての第1回目の定期報告であり、水質汚染に関する改善計画については、別途千葉市に報告して審議いただく予定です。

先般のダスト精錬炉冷却塔設備解体の件を受け、東日本製鉄所（千葉地区）

にて解体工事を実施し、点検給水を行いました。

その結果、公害防止協定に基づき事前協議の必要性は特に多岐にわたるものも疑義の

ある気候が、点検給水218件中18件ありました。具体的には、休止中の第5高炉

、福利厚生施設改善

とその周辺設備の解体工事、合理化を目的とした設備改善工事